

## 入 札 条 件

**本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）を設定しています。**この調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格の入札があった場合は、下記 2 の失格基準による判定をしたうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。

### 記

#### 1. 調査基準価格

調査基準価格（税抜）は、予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合計額とします。

- ① 直接工事費の額に 100 分の 75 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 100 分の 70 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 100 分の 70 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 100 分の 50 を乗じて得た額

#### 2. 失格基準

##### (1) 数値的判断による判定

次に掲げる基準に満たない価格により入札した者にあつては、契約内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、失格とします。

- ① 直接工事費について、設計額の 60%を下回る場合
- ② 共通仮設費について、設計額の 56%を下回る場合
- ③ 現場管理費について、設計額の 56%を下回る場合
- ④ 一般管理費等について、設計額の 40%を下回る場合

ただし、上記基準を上回る場合は、低入札価格調査対象者として、次の(2)により低入札価格調査を実施するものとします。

##### (2) 低入札価格調査の実施

入札担当者は、前項ただし書きの低入札価格調査対象者のうち最低の価格をもって入札した者に対し、速やかに低入札価格調査実施通知書によりファックス等で通知し、当該価格で入札した理由書等の提出を求め、その内容をヒアリングするものとします。（以下、次順位の者も同様とします。）

なお、理由書等の提出期限は、原則として通知を行う日の翌日から起算して 3 日以内として定めるものとします。

また、入札担当者は、審査結果を低入札価格調査対象者へ、入札結果を入札参加者へ通知するものとします。

#### 3. 現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務禁止について

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合においては、現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務は認めないこととします。

なお、主任技術者（監理技術者）については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられ

ることから、原則として他の工事と兼務することはできません。

#### 4. 配置技術者の増員について（予定価格1億円以上の工事のみ）

専任の主任（監理）技術者の配置が義務づけられている予定価格1億円以上の工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任（監理）技術者とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で1名現場に配置することとします。（増員配置技術者（主任技術者又は監理技術者以外の技術者）が現場代理人を兼務することは認めない。特定共同企業体と契約する工事においては、各構成員ごとに1名ずつ配置すること。）

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任（監理）技術者を補助し、主任（監理）技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。

#### 5. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて

(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。
- ② 別記第4条第4項中「請負代金の10分の1」とあるのは「請負代金の10分の3」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第43条の2第1項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。

(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。

なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。

- ① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。
- ② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。

(3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る瑕疵の補修又は損害賠償の請求ができる期間は、引渡しを受けた日から4年（木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には2年）以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 別記第41条第2項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と、「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には1年」とあるのは「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には2年」と読み替えて適用する。

(4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、3に基づき主任技術者及び監理技術者との兼務を認めないものとし、別記条項は以

下のとおり読み替えて適用します。

- ① 別記第 10 条第 5 項「現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用する。

数値的判断基準による判定基準

1 判定基準

工事の費目	判定基準
直接工事費	60%
共通仮設費	56%
現場管理費	56%
一般管理費等	40%

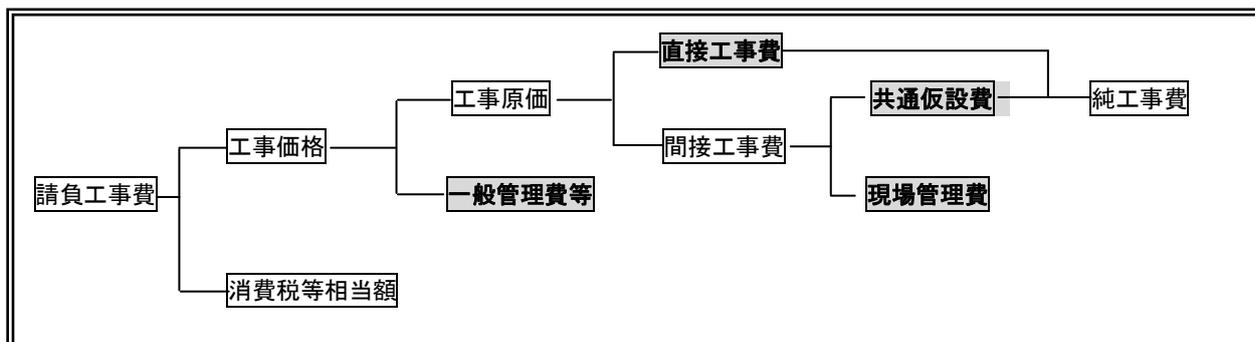
2 判定基準の適用区分

1に定める判定基準の適用区分は、工事費の構成に従い以下のとおりとし、入札公告に明示することとする。

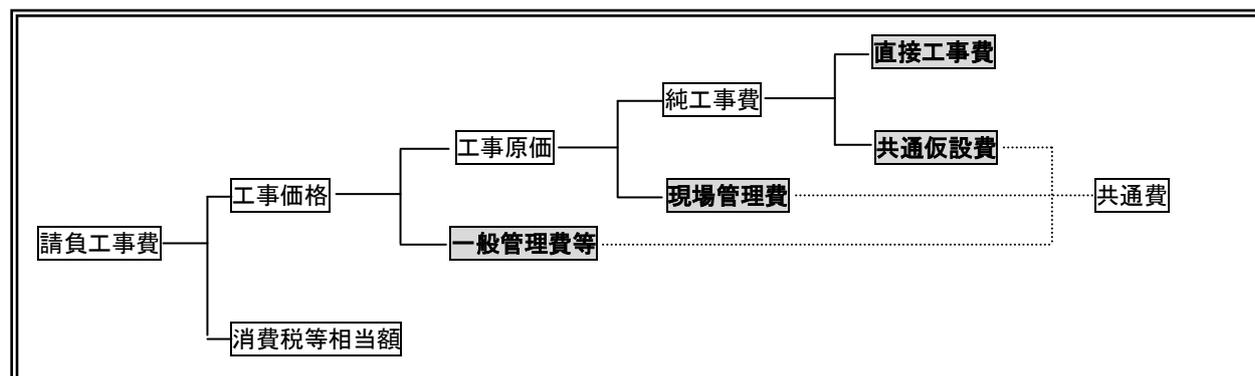
ただし、以下の適用区分のいずれにも該当しない場合は、別途当該工事に係る適用区分を作成し、入札公告に明示することとする。

なお、「1 土木系工事」「2 建築系工事」以外の適用区分に該当する工事については、工事価格を構成する各費目の区分が複雑になるため、受発注者間で認識のずれを生じさせないように、閲覧等を行う設計書の備考欄に、判定基準に示す4つの費目のいずれに分類されるかを併せて明示することとする。

1 土木系工事

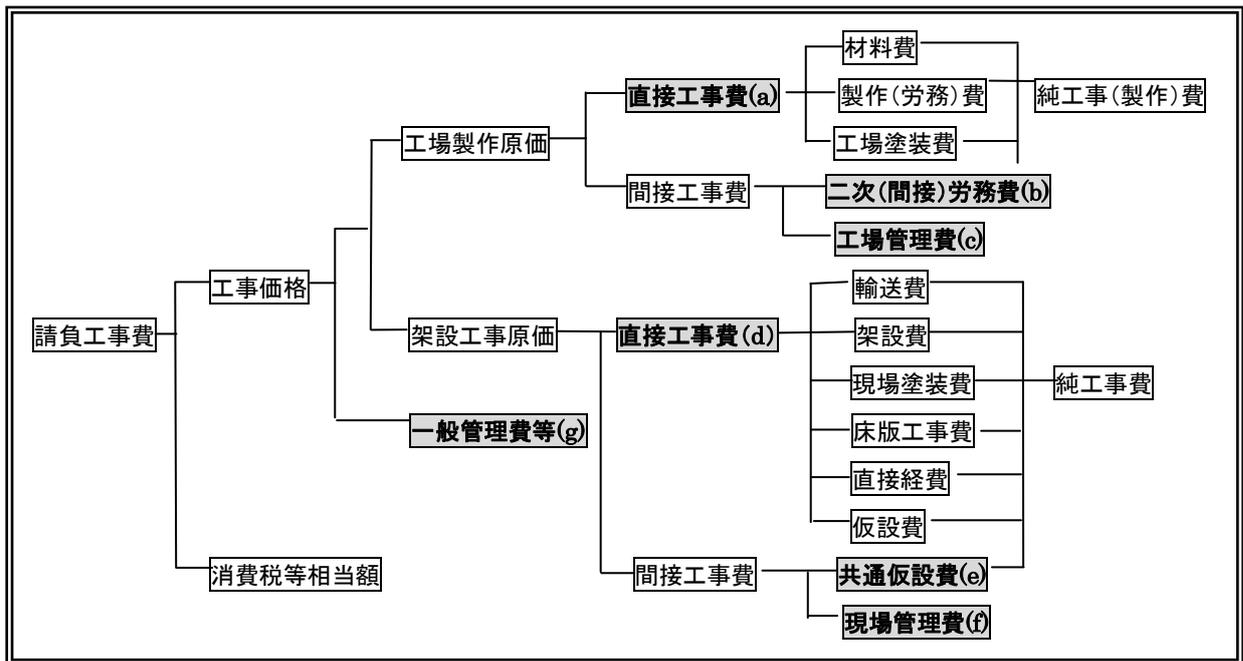


2 建築系工事



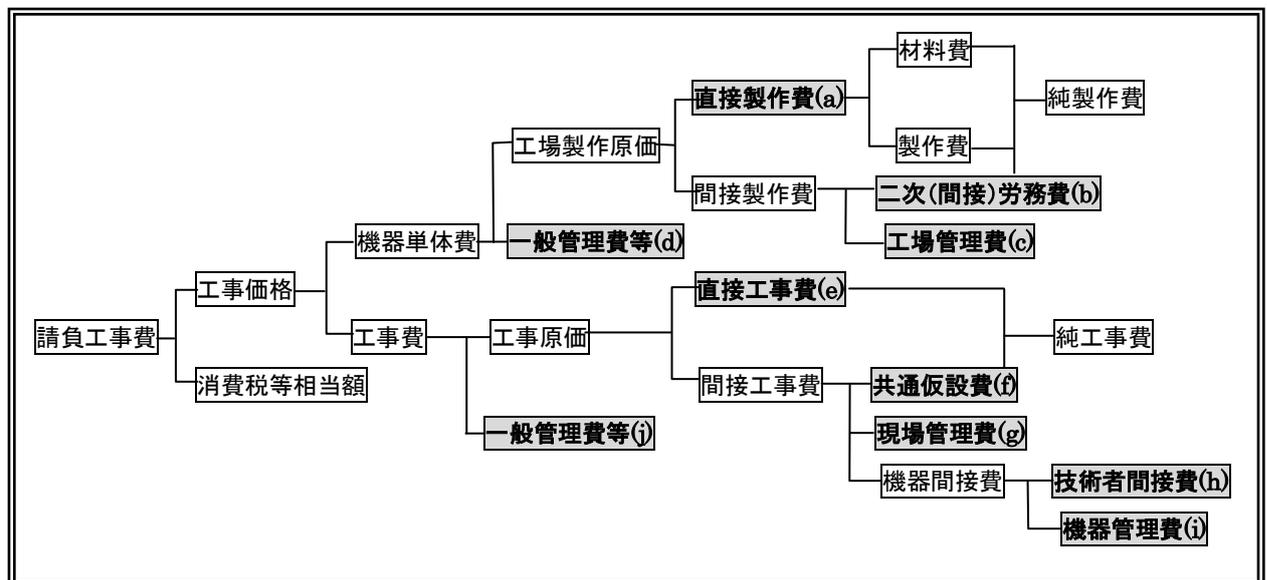
3 上記1、2の請負工事費構成とならない工事（製作費が含まれる工事等）

ア 橋梁上部工・鉄塔・反射板工事等で工場製作が含まれる工事



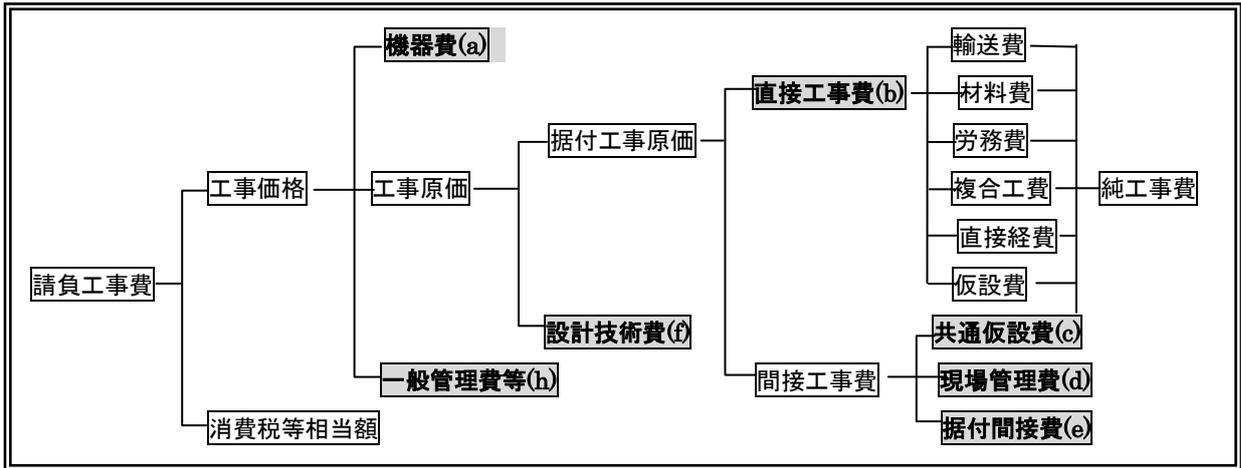
- ※ 直接工事費については、**(a)+(d)**により判定すること。
- 共通仮設費については、**(b)+(e)**により判定すること。
- 現場管理費については、**(c)+(f)**により判定すること。
- 一般管理費等については、**(g)**により判定すること。

イ 電気通信設備工事等で機器製作が含まれる工事



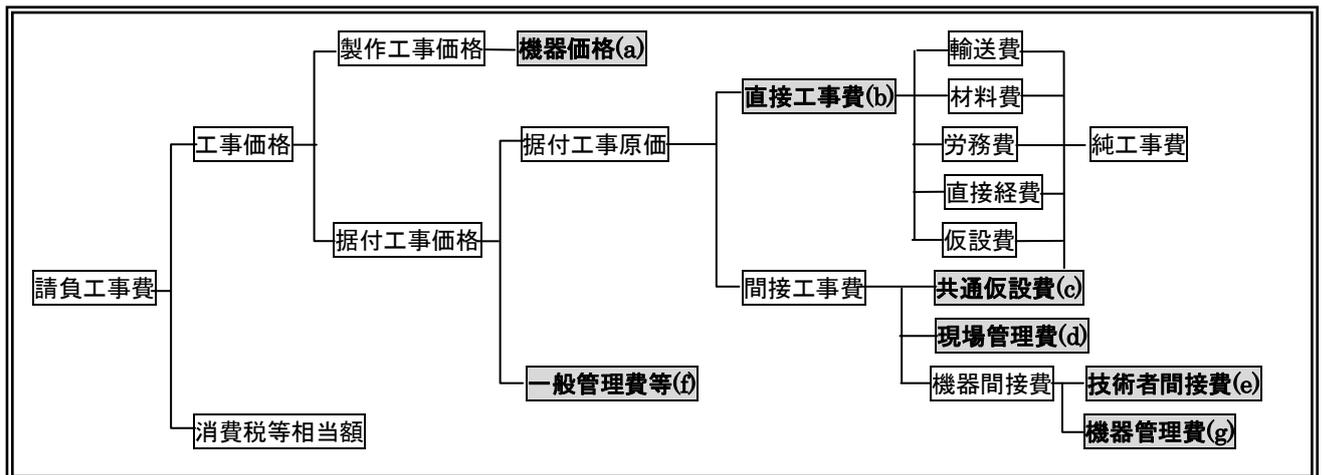
- ※ 直接工事費については、**(a)+(e)**により判定すること。
- 共通仮設費については、**(b)+(f)**により判定すること。
- 現場管理費については、**(c)+(g)+(h)+(i)**により判定すること。
- 一般管理費等については、**(d)+(j)**により判定すること。

ウ 下水道電気設備工事等で機器費が含まれる工事



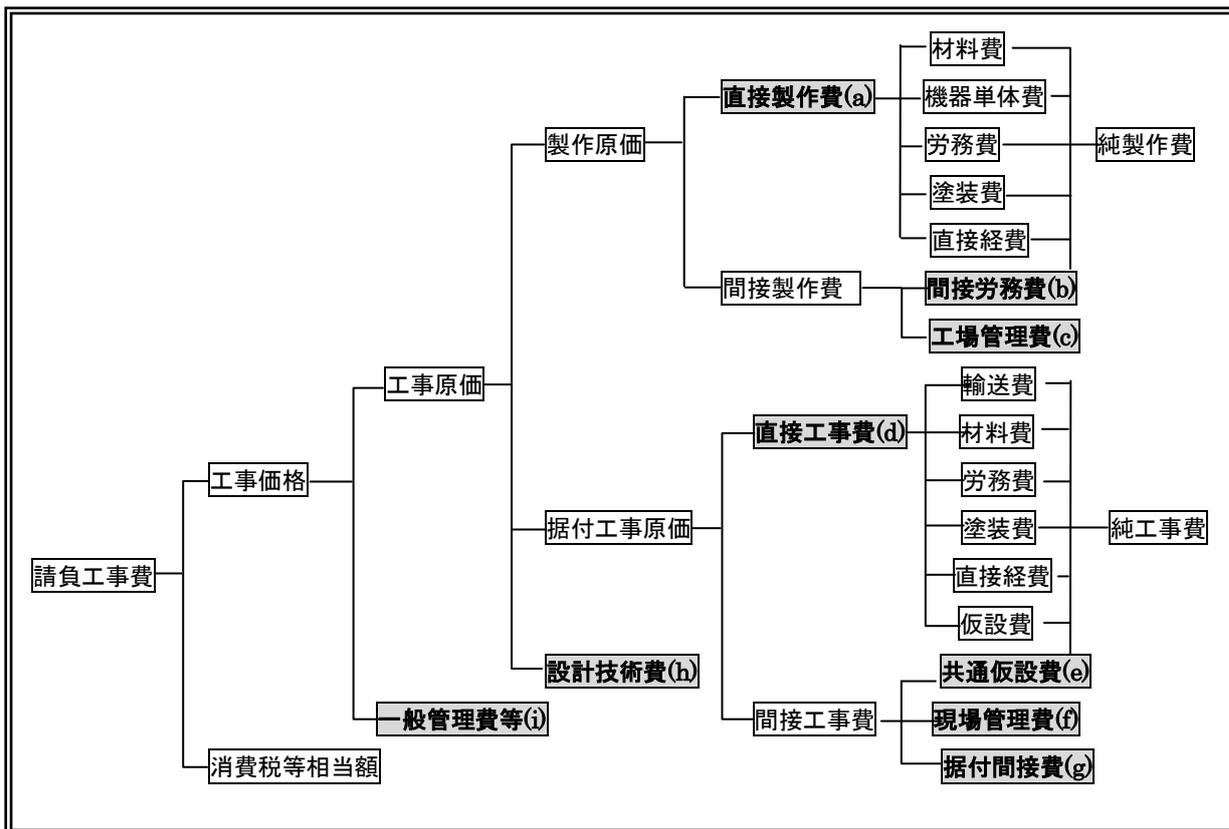
- ※ 直接工事費については、**(a)+(b)**により判定すること。
- 共通仮設費については、**(c)+(f)**により判定すること。
- 現場管理費については、**(d)+(e)**により判定すること。
- 一般管理費等については、**(h)**により判定すること。

エ 農業農村整備電気通信工事等で機器費が含まれる工事



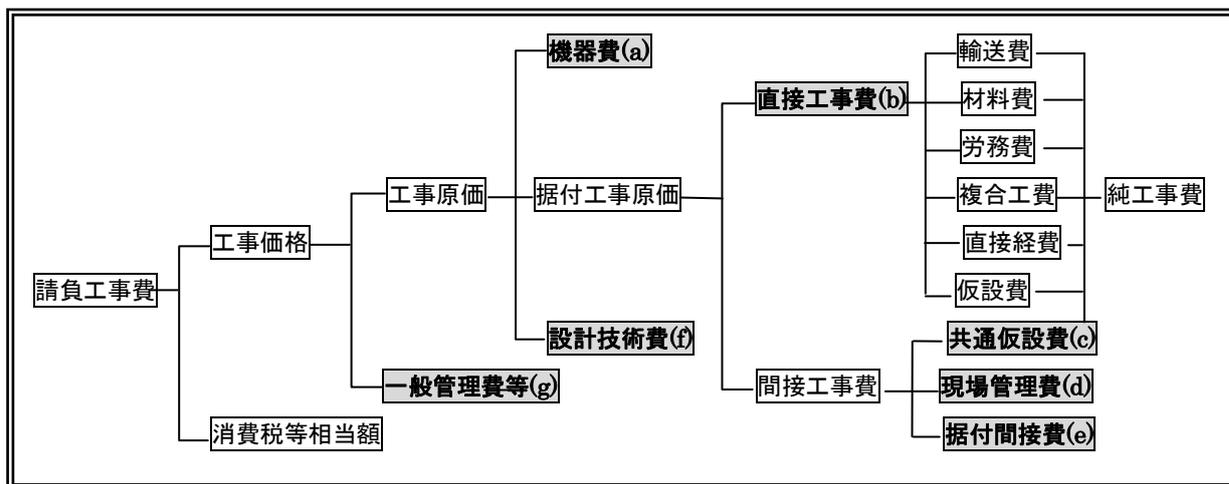
- ※ 直接工事費については、**(a)+(b)**により判定すること。
- 共通仮設費については、**(c)**により判定すること。
- 現場管理費については、**(d)+(e)+(g)**により判定すること。
- 一般管理費等については、**(f)**により判定すること。

オ 機械設備工事等で機械製作が含まれる工事



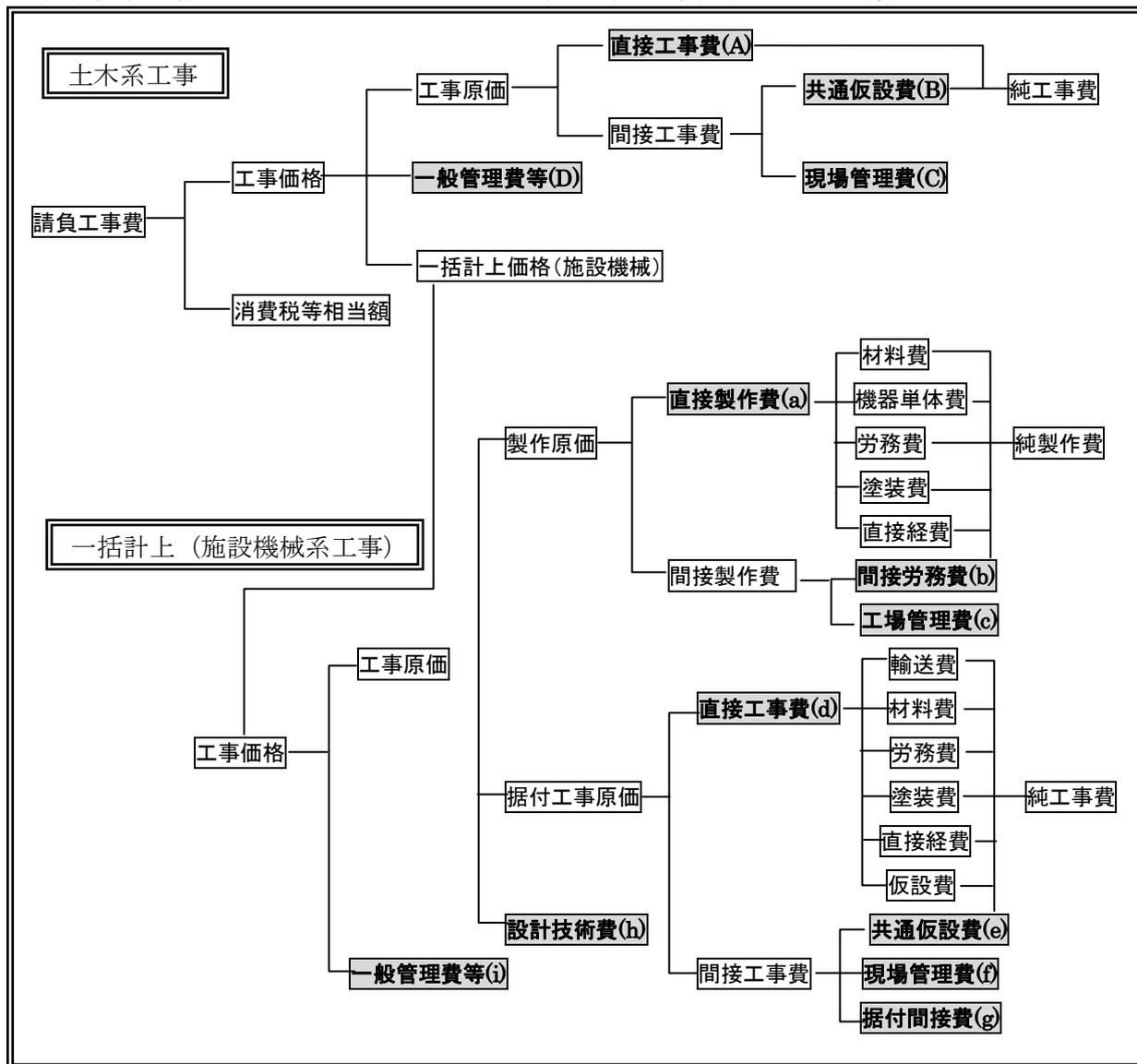
※ 直接工事費については、(a)+(d)により判定すること。  
 共通仮設費については、(b)+(e)+(h)により判定すること。  
 現場管理費については、(c)+(f)+(g)により判定すること。  
 一般管理費等については、(i)により判定すること。

カ 下水道機械設備工事等で機器費が含まれる工事



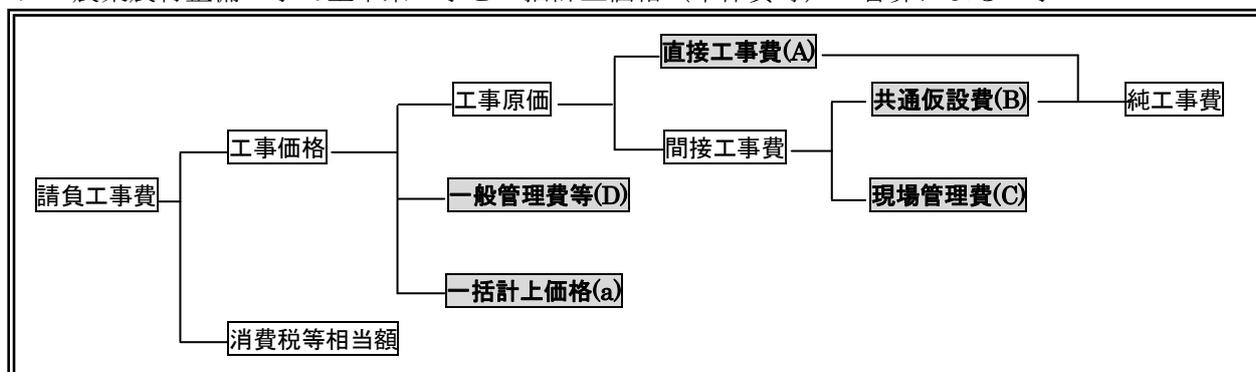
※ 直接工事費については、(a)+(b)により判定すること。  
 共通仮設費については、(c)+(f)により判定すること。  
 現場管理費については、(d)+(e)により判定すること。  
 一般管理費等については、(g)により判定すること。

キ 農業農村整備工事で土木系工事と一括計上価格（施設機械系工事）の合算による工事



※ 直接工事費については、 $(A)+(a)+(d)$ により判定すること。  
 共通仮設費については、 $(B)+(b)+(e)+(h)$ により判定すること。  
 現場管理費については、 $(C)+(c)+(f)+(g)$ により判定すること。  
 一般管理費等については、 $(D)+(i)$ により判定すること。

ク 農業農村整備工事で土木系工事と一括計上価格（単体費等）の合算による工事



※ 直接工事費については、 $(A)+(a)$ により判定すること。  
 共通仮設費については、 $(B)$ により判定すること。  
 現場管理費については、 $(C)$ により判定すること。  
 一般管理費等については、 $(D)$ により判定すること。